加須市介護サービス事業者等指導監査実施要綱

（平成３０年８月１７日市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づき、介護サービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して実施する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

（指導の方針）

第２条　指導は、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤又は不正の防止を図るために実施する。

（指導の形態）

第３条　指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

（１）集団指導　指導の対象となる介護サービス事業者等の関係職員を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導

（２）実地指導　次の形態により指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所または施設において実地に行う指導

ア　市が単独で指導を行うもの

イ　市が埼玉県と合同で指導を行うもの

（指導対象の選定基準）

第４条　指導は、市の区域内に施設又は事務所を有し、市が指定する全ての介護サービス事業者等を対象とし、次に掲げる基準に基づき対象の選定を行うものとする。

（１）集団指導　介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

（２）実地指導　国の示す指導重点事項に基づき選定するほか、特に実地指導を要すると認められる介護サービス事業者等を選定する。

（指導の方法等）

第５条　指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

（１）集団指導

ア　指導通知　集団指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

イ　実施方法　集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式により行う。なお、集団指導に欠席した介護サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

（２）実地指導

ア　実施体制　実施に当たっては、介護サービス事業者等指導監査を所管する部署の職員２人以上（うち１人を班長とする。）による班を編成して実施するものとし、必要に応じて介護事業に関係する部署の担当職員を同行することができるものとする。

イ　指導通知　実地指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。

ウ　指導方法　実地指導は、厚生労働省が定める実地指導に関するマニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

エ　結果通知　実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。

オ　改善報告書の提出　エの規定により通知した事項については、文書により改善報告を求める。

（監査への変更）

第６条　実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

（１）介護サービス事業者等の事業の運営に関する基準について著しい違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合

（２）介護報酬の請求について、著しく不正な請求が認められる場合

（監査の方針）

第７条　監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第１０条の行政上の措置に相当する違反又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

（監査対象の選定基準）

第８条　監査は、下記に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行う。

（１） 要確認情報

ア　通報・苦情・相談等に基づく情報

イ　国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ　連合会・保険者からの通報情報

エ　介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ　法第１１５条の３５第４項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（２） 実地指導において確認した情報　法第２３条の規定に基づき行った実地指導において、介護サービス事業者等について確認した指定基準違反等

（監査の方法等）

第９条　監査の方法等は、次に掲げるとおりとする。

（１）実施体制　監査は、第５条第２項アに規定する体制により実施する。

（２）監査通知　監査の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該介護サービス事業者等に通知する。ただし、事案の緊急性、重大性を踏まえ、通知をしないことが相当である場合等、これにより難い場合は、この限りでない。

（３）監査方法　監査は、介護サービス事業者等の指定基準違反等の確認について必要があると認められるとき、当該介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者に対して質問し、又は当該介護サービス事業者等の事業所、事務所その他事業等に関係ある場所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件の検査を行うことにより実施する。

（４）結果通知　監査の結果、次条第１項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。

（５）改善報告書の提出　前号の規定により通知した事項については、文書により改善報告を求める。

（行政上の措置）

第１０条　監査の実施により指定基準違反等が認められた場合には、法第７８条９、第８３条の２、第１１５条の１８、第１１５条の２８の規定により、次に掲げる行政上の措置を行うものとする。

（１）勧告

ア　介護サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ　当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

ウ　勧告を行った場合は、当該勧告を受けた介護サービス事業者等に対し、期限内に文書による報告を求めるものとする。

（２）命令

ア　前号の規定による勧告を受けた介護サービス事業者等が正当な理由なくその勧告に係る措置を採らなかった場合は、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

イ　命令を行った場合は、その旨を公示しなければならない。

ウ　命令を行った場合は、当該命令を受けた介護サービス事業者等に対し、期限内に文書による報告を求めるものとする。

（３）指定の取消等　指定基準違反等の内容等が、法第７８条の１０各号、第８４条第１項各号、第１１５条の１９各号及び第１１５条の２９各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該介護サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

（聴聞等）

第１１条　監査の結果、当該介護サービス事業者等に対し、命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対し、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（経済上の措置）

第１２条　監査の結果、介護報酬の請求又はその請求内容に偽りその他不正の行為が認められるときには、法第２２条第３項の規定により、当該監査を受けた介護サービス事業者等に対し支払った介護報酬の額を返還させるほか、その返還させる額に１００分の４０を乗じて得た額を支払うよう指示することができる。

（情報の開示等）

第１３条　介護サービス事業者等に対して実施した指導及び監査の結果等について、必要があると認められるときは埼玉県等へ情報提供するとともに、利用者保護の観点から、情報の開示に努めるものとする。

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成３０年８月１７日から施行する。